

商工組合制度の運用について

37企庁第918号
昭和37年7月31日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁長官

商工組合制度の運用にあたっては、下記により遺憾のないようにお願いします。

なお、昭和33年5月28日付け33企庁第4092号「商工組合の設立の認可について」および昭和36年2月1日付け36企庁第90号「非出資の商工組合を非課税法人とするための税制改正に伴う商工組合および同連合会の指導について」通達は、廃止します。

記

1. 商工組合の設立について

- (1) 中小企業の経営の安定および合理化を組織化を通じて推進するため、未組織の中小企業者が商工組合による組織化を行なうよう積極的に指導すること。ただし、輸出入取引法、輸出水産業の振興に関する法律、小型船海運組合法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律および環境衛生関係営業の適正化に関する法律等に基づき設立された組合があるものであって、かつ、これらの組合において具体的に実施できる事業が商工組合において実施できる事業と概ね同一である場合は、この限りでない。
- (2) 事業協同組合であって、広地域の同業者を広く包含し、価格協定等その事業内容等からみて実質的に商工組合の実体を備えるものについては、商工組合として活動するのが望ましいので、できるだけ商工組合に組織変更するよう指導すること。
- (3) 事業協同組合の設立の要望があった場合においても、それが、商工組合の設立の要件を備えることができるものであり、かつ、既存の商工組合の地区と重複しないと認められるものであるときは、できるだけ商工組合により組織化を指導することとし、協同組合の設立は、原則として、商工組合によっては円滑に実施することが困難であると認められる
- (4) 経済事業を行なうことが予想される場合にかぎること。
- (4) 経済事業を行なう商工組合にあつては出資組合、経済事業を行なわない商工組合にあ

っては、非出資組合でなければ設立認可しないこと。

- (5) 商工組合設立にあたっては、特別の事情がないかぎり、別紙「業種別組合地区表」に準拠して、組合の地区を定めるよう指導すること。
- (6) 一または二以上の都道府県の区域以外の区域を地区とする商工組合の設立は、原則として、指導しないこと。
- (7) 商工組合の設立認可にあたっては、法第42条第2項各号に掲げる要件に適合しているかどうかを検討することは勿論であるが、その際、当該業界の改善発達を図る方策の基本方針の提出を求めてこれを検討し、これが当該業界の改善発達に資するものであると認められるかぎり、できるだけ、その設立を認可する方向で指導すること。
- (8) 資格事業は、原則として、同一業種に属する事業（別紙「業種別組合地区表」参照）とするが、当該業界において一般的に特定の兼業が行なわれているか、行なわれる見通しがある場合におけるその兼業にかかる特定の事業については当該業界が組合によって行なおうとする事業からみて、組合員間に利害相反の関係がおこらないものであるかぎり、原則として、これをあわせて資格事業とするよう指導すること。
- (9) 資格事業の範囲は、合理化事業または安定事業を行なうことを前提として、これを行なう際支障がないように定めるよう指導すること。
- (10) 商工組合の定款作成の指導にあたっては、別添「商工組合定款例」を参考とすること。
- (11) 商工組合および商工組合連合会を設立した場合は、独占禁止法第8条第2項に基づき、公正取引委員会規則の規定するところに従いその旨を必ず公正取引委員会に届出るよう指導すること。

2. 商工組合の運営について

- (1) 「資格事業に関する指導および教育」、「資格事業に関する情報または資料の収集および提供」、「資格事業に関する調査研究」のうちいずれか一つを必ず商工組合に行なわせるよう指導すること。
- (2) 商工組合が上記指導事業を実施するにあたっては、毎年度その実施計画を作成し、その中に当該業界の改善発達方策をおり込むよう指導するとともに、その実施についても指導すること。
- (3) 商工組合は、少なくとも施行規則に規定する事項を記載した事業者台帳の作成整備を行なうよう指導すること。
- (4) 事業者台帳には、原則として、当該組合の毎事業年度末現在における業界の実態を記

載させることとし、必要に応じて適宜更新し、常に最新のデータが把握されているよう指導すること。

- (5) 合理化事業は、技術の向上、品質の改善、原価の引き下げ、工程の単純化、専門生産（販売）体制の確立、健全で合理的な商慣行の確立等経営の合理化をはかるため積極的にこれを行なうよう指導すること。
- (6) 輸出貨物にかかる安定事業および合理化事業については、それが組合員の経営の安定または合理化に寄与するものであり、かつ、その実施について関連業界の積極的反対がないものであるかぎり、原則としてこれを認可する方向で指導すること。
- (7) 内需品にかかる価格制限については、それが消費者および関連事業者に悪影響をおよぼすおそれがないものであり、かつ、価格制限を行なうことがやむをえないと認められるものであるかどうかを慎重に検討して、その可否を決定すること。

なお、技術的理由により第1段階で価格制限を行なおうとするものについては、価格制限以外の安定事業を実施してもその事業だけでは調整効果をあげにくい実態を充分立証するよう指導すること。

- (8) 合理化事業の認可にあつては、それが消費者物価の引き上げとならないよう、特に留意すること。
- (9) 合理化事業の認可申請にあつては、施行規則に規定されている添付書類のほか、少なくとも、次に掲げる書類を提出させるよう指導すること。
 - (a) 生産技術制限にあつては、当該制限が経営合理化に必要であり、かつ、妥当であることの説明書、資格事業の合理化計画書、制限品の販売価格推移表および原価計算書、当該制限の関連事業者に与える影響についての説明書、制限内容の説明および組合員の生産技術の現状の説明書。
 - (b) 種類制限にあつては、当該制限が経営合理化に必要であり、かつ、妥当であることの説明書、資格事業の合理化計画書、当該制限品の販売価格の推移表および原価計算書、当該制限の関連事業者に与える影響についての説明書および原価計算書、当該制限の関連事業者に与える影響についての説明書および種類の現状の説明書。
 - (c) 種類別生産数量制限にあつては、当該制限が経営合理化に必要であり、かつ、妥当であることの説明書、資格事業の合理化計算書、当該制限品の販売価格推移表および原価計算書、種類別生産数量の推移表、種類制限を実施することが著しく困難である場合であることの説明書および当該制限の関連事業者に与える影響についての説明書。

(d) 販売（購買）または引渡し（引取り）の方法制限にあっては、当該制限を実施することが経営合理化に必要であり、かつ、妥当であることの説明書、当該制限にかかわる組合員の取引の現状の説明書および当該制限の関連事業者に与える影響についての説明書。

(10) 安定事業と合理化事業は、それぞれ別個の調整規程により認可すること。

(11) 総合調整規程の内容と同一内容の調整規程の認可は、認可申請後迅速に行うこと。

(12) 調整規程違反に対する制裁は、調整数量の割当削減、制限設備の封印もしくは格納または使用禁止、営業時間の制限等の資格事業にかかる事業全部または一部の停止等であるが、その限度は、当該業界において調整事業の実効確保ができる程度の合理的範囲をこえないものとするよう指導すること。

(13) 組合が制裁を課するにあたって、あらかじめ組合に（制裁審査）委員会を設置させ、その意見を徴するよう指導すること。

なお、（制裁審査）委員会には、中小企業団体中央会の役職員その他学識経験者を加えるよう指導すること。

3. その他

各通商産業局は、団体法の施行状況について、今後とも、毎月、前月分をとりまとめて、所定期日までに、必ず、中小企業庁組合課に報告すること。